

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条例名	知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例		
条例番号	平成 10 年神奈川県条例第 8 号	法規集	第 2 編第 4 章第 1 節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	平成 10 年度の厳しい財政状況の中、県財政及び県政運営全般についての仕事に対する基本的姿勢を示す必要から、平成 10 年度から平成 11 年度までの特別職の期末手当及び職員の管理職手当を減額することについて定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	平成 10 年度から平成 11 年度までに支給された給与の減額について定めたものであり、現時点では必要でない。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	平成 10 年度から平成 11 年度までに支給された給与の減額について定めたものであり、現時点での有効性は認められない。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	平成 10 年度から平成 11 年度までに支給された給与の減額について定めたものであり、現時点での効率性は認められない。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	平成 10 年度から平成 11 年度までに支給された給与の減額について定めたものであり、現時点での基本方針適合性は認められない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法第 203 条及び第 204 条の規定に基づき、平成 10 年度から平成 11 年度までの手当の額の特例を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由	特記事項
		現時点での必要性が認められなくなったため、廃止する。	
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	有 無